

# 第5次稚内市総合計画 策定方針

(平成29年5月1日 稚内市経営会議決定)

平成29(2017)年5月

稚内市

## 1. 策定の趣旨

本市では、「第4次稚内市総合計画」をまちづくりの指針として、これまで各種施策を推進してきたが、平成30（2018）年度を持って期間終了となることから、新たに「第5次稚内市総合計画」の策定に向けて作業を進める必要がある。

本市の人口は、全国的な晩婚化・非婚化による少子化や、若い世代の都市部への進学・就職、さらには、充実した医療環境を求める高齢者の転出など、様々な要因により、自然減と社会減の両面から加速度的に減少している。

平成27年10月には、急速に加速する人口減少や、それに伴う経済縮小の克服に向けて、地域が一丸となって精力的に取り組を進めるため、「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したが、構造的な課題である人口減少問題を解決するためには、長期間を要するため、今後も人口減少は続くことが想定される。

第5次総合計画については、このような現実を受け止めながら、本市の持つポテンシャルを最大限に活用して地域のさらなる発展を目指すとともに、刻一刻と変化する社会経済情勢や住民ニーズにも柔軟に対応することができる計画づくりを進めていく。

## 2. 策定の根拠

本市では、平成19年4月1日に施行された「稚内市自治基本条例」において、本条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画（総合計画）を策定することとしている。

また、「稚内市議会の議決すべき事件を定める条例」においては、総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定又は変更を議会の議決すべき事件として定めている。

### 《稚内市自治基本条例》

第22条 市は、この条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

### 《稚内市議会の議決すべき事件を定める条例》

第2条 市長は、次に掲げるものの策定又は変更（軽微な変更を除く。）に関しては、議会の議決を経なければならない。

- (1) 稚内市総合計画に係る基本構想及び基本計画
- (2) 稚内市都市計画マスタープラン
- (3) 稚内市一般廃棄物処理基本計画
- (4) 稚内市地域福祉計画

### 3. 計画の構成と期間

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成しているが、近年、分野別の個別計画の整備が進み、それぞれの個別計画においても、目的や成果指標、具体的取組内容などを示しており、総合計画と重複している部分も多く見られる。

そのため、第5次総合計画では、「基本構想」、「基本計画」の2層で構成することとし、基本計画については、施策ごとに目的や成果指標を設定するのではなく、各分野別の政策ごとに目的や成果指標を設定する。

#### (1) 基本構想

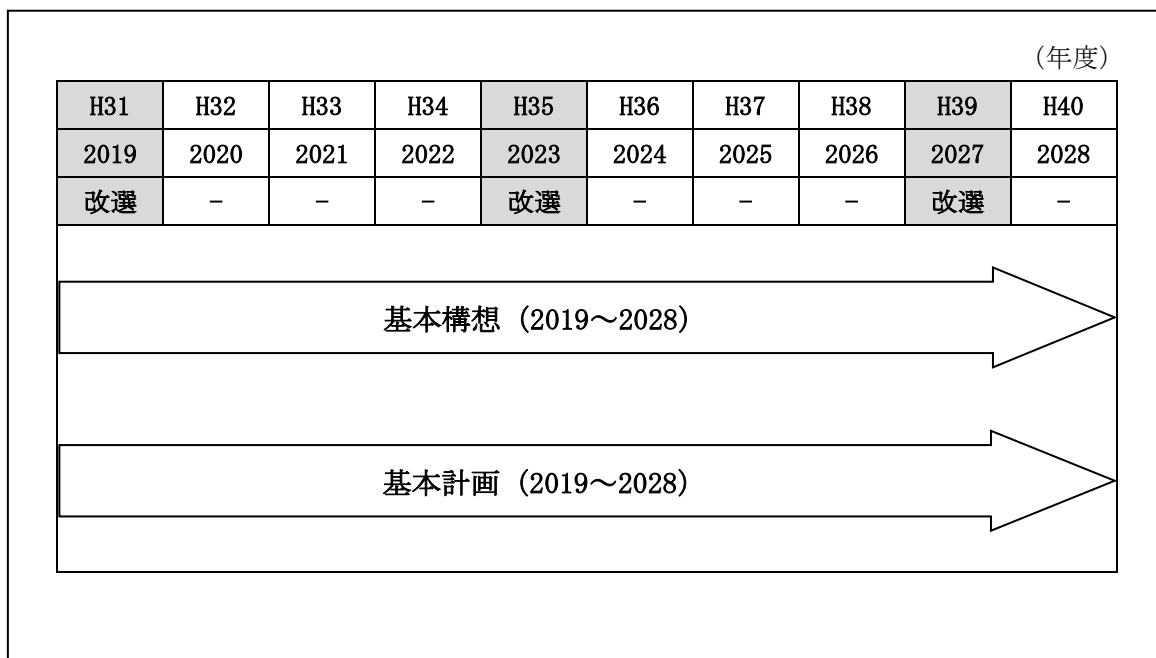
長期的な視野に立ち、本市が目指す将来像とそれを実現するための基本方針を明らかにするもので、具体的には、「将来都市像」、「分野別基本目標」、「分野別政策」等を示す。

計画期間は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とする。

#### (2) 基本計画

基本構想に掲げる本市の将来像や基本目標を実現するために、政策ごとの取組の方向性等を明らかにするもので、具体的には、政策ごとの「現状と課題」、「目的」、「主な内容」、「成果指標」、「取組施策」等を示す。

計画期間は、基本構想に合わせて、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とし、市長任期との連動を図るため、市長改選後に市長の意向やその時の社会経済情勢等を踏まえて、計画見直しの必要性について検討を行う。



## 4. 策定の手法

第5次総合計画の策定に当たっては、自治基本条例の基本原則である「市民参画」、「情報共有」、「協働」に基づいて、策定過程の様々な場面において市民に参画いただくとともに、策定状況について市民や議会と情報共有を図るなど、市民・市議会・市の協働で進めていく。

また、市内の策定作業については、職員で構成する「総合計画策定委員会」を設置し、そこが主体となって進めていく。

### (1) 策定における市民参画

#### ■ 稚内市総合計画審議会

稚内市総合計画審議会条例に基づき設置し、総合計画に関する市長の諮問に応じて、必要な調査・審議を行う。委員については、学識経験者、民間団体等代表者、関係行政機関職員のほか、一般公募市民も加えた32人以内で構成する。

また、必要に応じて、審議会の中に部会を設置し、専門の事項の調査・審議を行う。

#### 《稚内市総合計画審議会条例》

第1条 本市の総合計画に関して市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、稚内市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、委員32人以内を持って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 8人以内
- (2) 民間団体等の代表者 8人以内
- (3) 関係行政機関の職員 8人以内
- (4) 一般公募による市民 8人以内

第6条 審議会に専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

#### ■ ワークショップ

市民、学生、関係団体等が考える本市の課題やその解決策、今後の目指すべき将来像等を第5次総合計画に反映させるため、各層ごとのワークショップを開催する。

開催回数や対象等の詳細については、総合計画策定委員会が企画し、実施する。

#### ■ 市民アンケート調査（満足度・意向調査）

市民の行政サービスに対する満足度や今後の優先度等を把握するため、市民アンケート調査を実施し、第5次総合計画の策定に反映させる。アンケート調査の結果は、第4次総合計画の検証作業（施策評価）にも活用する。

〔調査対象⇒市内居住の18歳以上の方2,000人〕

#### ■ パブリックコメント

第5次総合計画の策定に当たって、その案等を広く市民等に公表し、それに対して提出された意見等を反映させるため、パブリックコメントを実施する。

基本構想（素案）策定時と、基本計画（素案）策定時に実施する。

## (2) 市議会との関係

第5次総合計画の策定に当たっては、策定状況等を随時常任委員会等で報告し、意見を伺うなど、互いに情報共有を図りながら進めていく。

また、総合計画については、「稚内市議会の議決すべき事件を定める条例」により、議会の議決すべき事件として定められていることから、適切な時期に議会に上程し、議決を経て策定することとする。

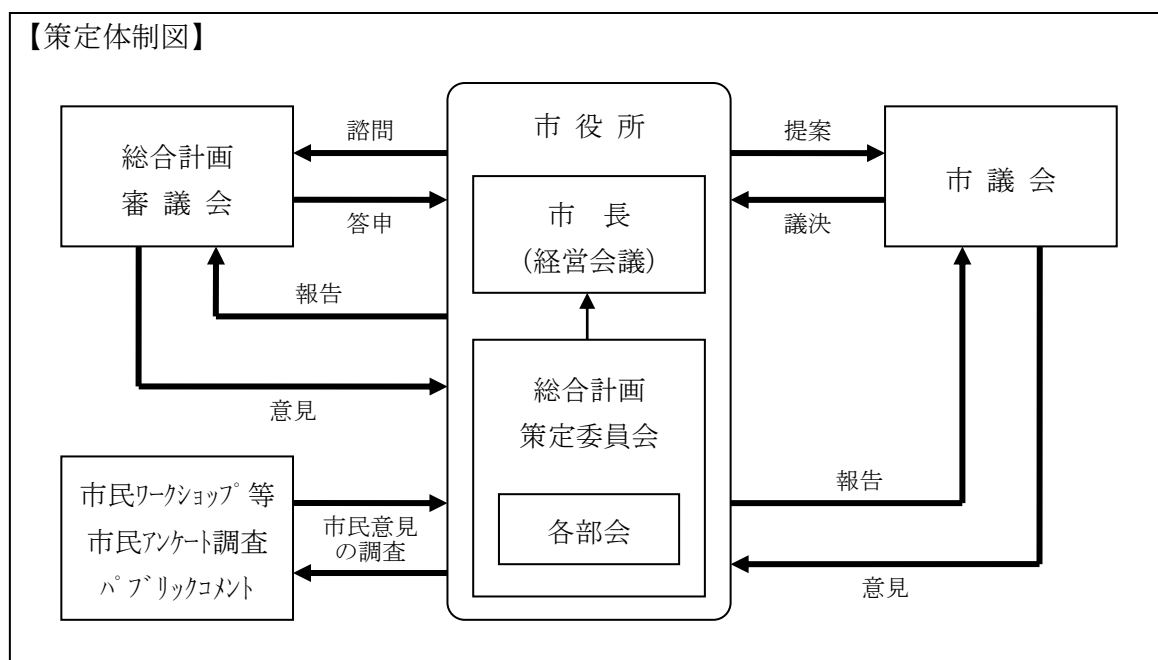
## (3) 庁内における策定体制

### ■ 総合計画策定委員会

市職員で組織し、総合計画に関する調査・研究や情報収集、ワークショップによる市民意見の聴取等を行い、それらを踏まえて職員自らが主体となって、第5次総合計画の原案を作成する。

また、策定委員会の中に部会を設置し、政策分野ごとに第5次総合計画の原案の作成に向けた検討を行う。

委員については、主査以下の職員20～30人程度を想定しており、各課の代表としてではなく、策定委員会の委員として市長が指名する。



## 5. 策定の視点

第5次総合計画については、次の視点をもって策定する。

### (1) 自治基本条例の理念に基づいた計画策定

自治基本条例において、総合計画は本条例の理念に基づいて策定するとしていることから、第5次総合計画の策定に当たっても、本条例の基本原則（市民参画、情報共有、協働）を始め、条例の内容を十分に踏まえながら進めていく。

また、ワークショップや市民アンケート調査を通じて、本条例に対する市民意見等を伺いながら、条例見直しの必要性の検討、周知の強化を図っていく。

### (2) 将来人口を見据えた計画策定

「稚内市人口ビジョン」で掲げている本市の将来目標人口は、平成42（2030）年に約3万人となっており、この実現に向けて、現在も「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、様々な人口減少対策に取り組んでいるところである。

しかし、構造的な課題である人口減少問題の解決には、長期間を要するため、本市の人口減少は、今後も続くことが想定される。

そのため、第5次総合計画については、これまで以上に人口減少対策に重点を置くとともに、今後も人口が減少していくという現実を受け止めながら、策定を進めていく。

### (3) 社会経済情勢や住民ニーズを踏まえた計画策定

全国的な人口減少や少子高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加が進み、それに合わせて社会保障制度や税制度が変化するなど、自治体を取り巻く環境は、刻一刻と変化している。

これら社会経済環境の変化に適応しつつ、多様化する住民ニーズもしっかり取り入れた新たな時代に対応できる計画づくりを進める。

### (4) 地域資源・地域特性を活かした計画策定

本市には、豊かな漁場や草地型酪農に適した広大な土地、さらには、風力発電に適した国内有数の風況や、北海道とサハリン州を結ぶ定期航路など、大きなポテンシャルを持つ優れた地域資源・地域特性が数多く存在する。

人口減少による地域経済の縮小が懸念される中、これらの強みを最大限に活用し、新産業の創出を含めた地域産業のさらなる発展を目指して計画づくりを進める。

### (5) 個別計画と整合性のある計画策定

本市では、上記の「稚内市人口ビジョン」や「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほか、「稚内市地域防災計画」、「稚内市地域福祉計画」、「稚内市都市計画マスタープラン」、「稚内市環境基本計画」など、各分野別に様々な個別計画が存在する。

第5次総合計画の策定については、これら個別計画との整合性も十分考慮しながら、進めていく。

#### **(6) 第4次総合計画の検証結果を反映させた計画策定**

第4次総合計画では、各施策の成果や課題を検証し、今後の展開等に活かすため、市民アンケート調査（満足度・意向調査）を踏まえた施策評価を実施することとしている。

第5次総合計画の策定については、施策評価を始めとした第4次総合計画の検証作業をしっかりと行い、その結果を反映させながら進めていく。

#### **(7) 市民にわかりやすい計画策定**

第5次総合計画については、各取組の成果や達成状況を把握できるよう、成果指標として明確な目標数値の設定に努めるとともに、様々な場面において、市民に参画いただきながら、市民の視点に立ったわかりやすい計画づくりを進めていく。

## 6. 策定スケジュール

【平成 29 年度】

	庁内・議会	策定委員会	審議会	市民参画
4月				
5月	策定方針決定			
	業務委託関係	策定委員会設置		
6月	アンケート関係 ・調査票作成 ・発送準備 ・発送	アンケート、ワークショップ 内容検討		
7月	・回収、集計 ・分析		審議会委員公募	アンケート実施 ワークショップ開催
8月	基礎調査			
9月	施策評価	第4次検証作業	審議会〔諮問〕	
10月				
11月	計画書構成等の検討 基本構想(素案)の 取りまとめ	基本構想(素案)の 内容検討	審議会〔部会〕	
12月				
1月			審議会〔部会〕	
2月	基本構想(素案)決定			パブリックコメント
3月	広報紙特集号掲載			



【平成 30 年度】

	庁内・議会	策定委員会	審議会	市民参画
4月	基本計画に係る成果 指標・施策等の照会 〔各部・課照会〕		審議会〔全体〕	
5月				
6月	基本計画(素案)の 取りまとめ  総合計画附属資料 の作成  総合計画概要版の 作成	基本計画(素案)の 内容検討		
7月			審議会〔部会〕	
8月			審議会〔部会〕	
9月			審議会〔答申〕	
10月	基本計画(素案)決定			パブリックコメント
11月	総合計画(案)決定			
12月	12月定例会 上程・議決			
1月	計画書印刷			
2月				
3月	計画書配布			

※ 常任委員会の報告については、策定状況をみながら適時行うものとする。